



2021年2月18日

各位

本社所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号  
 会社名 ヒューリック株式会社  
 代表者 代表取締役社長 吉留学  
 (コード番号: 3003)  
 問合せ先 常務執行役員 広報・IR部長 伊藤 伸  
 電話番号 03-5623-8102

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月23日開催予定の第91期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 定款変更の目的

今後の事業領域の拡大に備えるため、現行定款第2条(目的)に包括的な事業目的を追加するとともに、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るために、事業目的の変更等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行通り)
(1)不動産の <u>所有、売買 及び 賃貸借 並びにその仲介</u>	(1)不動産の <u>売買・交換・賃貸借・賃貸管理又はこれらの代理・媒介</u>
(2)不動産の <u>管理及び鑑定</u>	(2)不動産の <u>鑑定 評価</u>
(3)警備業	(3)警備業
(4)広告及び宣伝の請負並びに事務機器販売業	(4) (削除)
(5)損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業	(5) (削除)
(6)生命保険の募集に関する業務	(6) (削除)
(7)保険料の集金業務の受託	(7) (削除)
(8)ホテル、レストラン及びレジャー施設の経営	(8) (削除)
(9)小売業	(9) (削除)
(10)食堂及び駐車場の経営	(10) (削除)
(11)有価証券の保有利用	(4) <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業 (不動産の信託受益権の保有、売買及び仲介)、投資助言・代理業及び投資運用業その他</u> 有価証券の保有利用
(12)不動産担保貸付その他金銭の貸付	(12) (削除)
(13)住宅地、工業用地等の造成及び販売	(13) (削除)

<u>(14)住宅の建設及び販売</u>	<u>(14)</u>	(削除)
<u>(15)土木建築用資材その他前各号に関連のある製品の売買及びその仲介</u>	<u>(15)</u>	(削除)
<u>(16)建築工事の請負、企画、設計、監理及びコンサルティング業務</u>	<u>(5)建築物の設計、工事監理</u>	
<u>(17)不動産の信託受益権の所有、売買及び仲介</u>	<u>(17)変更案(4)へ統合</u>	
<u>(18)特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲介及び管理</u>	<u>(18)</u>	(削除)
<u>(19)土木の工事請負</u>	<u>(19)</u>	(削除)
<u>(20)現金自動預払機設置の管理、警備及び点検業務</u>	<u>(20)</u>	(削除)
<u>(21)第二種金融商品取引業</u>	<u>(21)変更案(4)へ統合</u>	
<u>(22)投資助言・代理業</u>	<u>(22)変更案(4)へ統合</u>	
<u>(23)投資運用業</u>	<u>(23)変更案(4)へ統合</u>	
<u>(24)給食の運営管理及び福利厚生代行業</u>	<u>(24)</u>	(削除)
<u>(25)介護に関する業務</u>	<u>(25)</u>	(削除)
<u>(26)観光及び旅行事業</u>	<u>(26)</u>	(削除)
<u>(27)労働者派遣事業</u>	<u>(27)</u>	(削除)
<u>(28)自然エネルギー等による発電事業及びその管理・運営並びに電気の供給、販売等に関する事業</u>	<u>(28)</u>	(削除)
<u>(29)花卉、種苗、蔬菜、果実等の栽培、貯蔵及び売買</u>	<u>(29)</u>	(削除)
<u>(30)前各号に関連する諸業務</u>	<u>(6)その他適法な一切の事業</u>	

※変更案では、当社の許認可等との関係で必要なものに限定するなどの観点から、一部の事業目的を削除しておりますが、今般削除した事業目的に係る事業につきましても、引き続き継続する予定です。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2021年3月23日（火曜日）  
定款変更の効力発生予定日 2021年3月23日（火曜日）

以上

（ご参考）変更後の定款（目的）は以下となります。

変更後
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)不動産の売買・交換・賃貸借・賃貸管理又はこれらの代理・媒介 (2)不動産の鑑定評価 (3)警備業 (4)金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業（不動産の信託受益権の保有、売買及び仲介）、投資助言・代理業及び投資運用業その他有価証券の保有利用 (5)建築物の設計、工事監理 (6)その他適法な一切の事業